

2005 (平成 17)年度 法学既修者選考試験問題

民法

(1 2 0 分、総点 1 5 0 点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注 意

- 1 . 問題用紙は、表紙をふくめて 4 ページで、問題は 3 問ある。
- 2 . 解答用紙は各問 1 枚ずつ計 3 枚配布する。解答は該当する解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
- 3 . 下書き用紙として、白紙を 1 枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
- 4 . 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
- 5 . 問題の内容に関する質問には、応じない。
- 6 . 試験時間内の退場はできない。なお試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
- 7 . 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
- 8 . 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第 1 問

A は、その所有する甲地を担保にして融資を受ける代理権を B に授与したところ、B は A から交付された委任事項空白の白紙委任状と登記用書類とを利用して甲地を C に売却し、移転登記がなされた。これを知った A は C に対してこの売買契約の追認拒絶の意思表示をした。

実は、甲地はこれより 11 年前に A の父 D が E に売却して引渡しはなされたが移転登記はなされていなかった。E は甲地上に建物を建てて当初は自らそこに居住していたが、5 年後に同建物を F に賃貸し、以後現在まで F が賃借人として同建物と甲地を利用している。なお、D は D E 間の売買契約締結時から 8 年後に死亡して A が単独相続し、A C 間の売買契約時には、甲地は相続による所有権移転を原因として A 名義に書き換えられていた。C は E に対して建物収去土地明渡を請求している。この請求は認められるか。

設例中、法律要件を満たすべき事実の存否について明らかでない部分については、場合を分けて論ぜよ。なお、学説が分かれている論点については、判例の立場を明らかにするとともに、他説に留意しながら論拠を示して自説を述べること。

(50 点)

第 2 問

学校法人 Y は、X 銀行と提携して教育ローンの連帯保証制度を設けていた。すなわち、Y の設置する法科大学院に入学する学生のうち希望者に X 銀行が入学金及び卒業までの授業料の総額 400 万円を低利で貸し付け、返済は合計 20 回の年賦払いで、第 1 回の返済期日を当該学生が卒業してから 3 年後の 3 月末日とし、以後毎年 1 回 3 月末日に返済期日が到来し、この債務を Y が連帯保証するという制度である。なお、この教育ローンの約款には、この融資を受けた学生が返済を 1 回でも怠ると、残債務について期限の利益を喪失する旨の条項が含まれていた。

さて、Y の設置した Y 法科大学院に入学することになった A は、高校時代に父を亡くしたために相続した財産の中から 200 万円を X 銀行に定期預金として預けていた。このように A は X 銀行と取引関係があったため、この制度を利用して X 銀行から 400 万円を借り入れた。しかし、A の卒業後 3 年が経過し、第 1 回の返済期日が到来したが、A は X 銀行に借入金を返済しない。この事実関係を前提として、次の問いに答えよ。

(1) X が Y に対して債務の履行を請求した場合について、以下の問いに答えよ。

Y は X に対する抗弁としてどのような法的主張をなしうるか。Y の保証が連帯保証ではなく、通常の保証であった場合と比較しつつ論ぜよ。(25 点)

X が Y に対して債務の履行を請求し、それに応じて Y が弁済した場合、Y は A に対してどのような権利を行使しうるか。(15 点)

(2) 小問 (1) で、Y が A の連帯保証人でなく、Y と A が債権者 X に対する連帯債務者であった場合には、X、Y、A の法律関係には、(1) の場合と比べてどのような差異が生ずるか。(10 点)

第3問

A B夫婦の間には子Cがいたが、夫Aは愛人と家出をし、その後音信不通となった。家出から5年後、突然Aから離婚したいとの手紙が送られてきた。

(1) Bとしてはこの離婚に応じたくないが、子Cは高校3年生となっており、Aは離婚後毎月20万円の生活費を支払うことを申し入れている場合、AからBへの離婚請求は認められるか。(30点)

(2)(1)と異なり、A Bは協議離婚をしたが、その後Aは愛人とも別れて独身生活を続け、10年後に病死した。CはまもなくAの死を知ったが、それまで音信不通であったためAの資産や負債についてはまったく知らなかったところ、Aの死を知って半年後に、Aには見るべき積極財産はなく1000万円の借金があったことが判明した。Cは相続を放棄することができるか。(20点)